給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５号

兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３　Ｄ―203

再生債務者　西原　照義

1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年12月21日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月４日から平成24年１月11日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再ロ）第１０１０２号

神奈川県川崎市川崎区渡田４―３―13―10

再生債務者　金子　哲也

1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年12月27日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月10日から平成24年１月31日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号

福岡県大牟田市宮原町１丁目177番地

再生債務者　笠門　まみ

1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年12月28日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（再ロ）第３５号

神奈川県大和市下鶴間1785番地３　ドラゴンマンション中央林間弐番館101

再生債務者　柴田　　薫

1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成24年１月12日から平成24年１月19日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００５５号

東京都葛飾区高砂６―５―31―502

再生債務者　伊藤　秀一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月14日まで　平成23年11月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８号

埼玉県幸手市香日向４丁目11番10号

再生債務者　青島　英夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月21日まで　平成23年11月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第６号

神奈川県秦野市戸川814番地の２

再生債務者　小島　克美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年12月22日まで　平成23年12月１日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１８号

京都府八幡市八幡御幸谷49番地の25

再生債務者　田上　光昭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月４日まで　平成23年12月１日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢333番地６

再生債務者　大橋場　学

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月６日まで　平成23年12月１日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８号

北海道千歳市信濃３丁目７番１号

再生債務者　青山めぐみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月１日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１００６６号

東京都江戸川区西瑞江３―38―42

再生債務者　車　　昌之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１５号

北海道恵庭市中島町２丁目２番地の３

再生債務者　澤崎　照子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月１日

札幌地方裁判所民事第４部

解散の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.toto-motors.co.jp/koukoku/tb/index.htm

（乙）http://www.toto-motors.co.jp/koukoku/ta/index.htm

平成二十三年十二月九日

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一三号

（甲）東都タクシー株式会社

代表取締役　宮本　眞文

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一三号

（乙）東都管財株式会社

代表取締役　宮本　眞文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十三年十一月十五日付官報（号外第二四五号）九十貢

（乙）平成二十三年十一月十八日付官報（号外第二四八号）九十貢

平成二十三年十二月九日

愛知県豊田市日南町三丁目四四番地一

（甲）豊田警備保障株式会社

代表取締役　酒井　法文

愛知県蒲郡市元町四番三号

（乙）東海警備安全保障株式会社

代表取締役　佐々木義祐

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月一日

掲載頁　六十一頁（号外第二三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十一月一日

掲載頁　六十一頁（号外第二三六号）

平成二十三年十二月九日

埼玉県狭山市祇園四番五三号

（甲）株式会社第一住宅

代表取締役　平野　朋之

埼玉県狭山市祇園四番五三号

（乙）株式会社第一建設

代表取締役　河野　敏子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.toto-motors.co.jp/koukoku/tb/index.htm

（乙）http://www.toto-motors.co.jp/koukoku/ta/index.htm

平成二十三年十二月九日

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一三号

（甲）東都タクシー株式会社

代表取締役　宮本　眞文

東京都豊島区西池袋五丁目一三番一三号

（乙）東都管財株式会社

代表取締役　宮本　眞文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十三年十一月十五日付官報（号外第二四五号）九十貢

（乙）平成二十三年十一月十八日付官報（号外第二四八号）九十貢

平成二十三年十二月九日

愛知県豊田市日南町三丁目四四番地一

（甲）豊田警備保障株式会社

代表取締役　酒井　法文

愛知県蒲郡市元町四番三号

（乙）東海警備安全保障株式会社

代表取締役　佐々木義祐